

中央更生保護審査会

主管省及び庶務担当部局課 法務省保護局総務課

電話番号 (03)3580-4111

ホームページ なし

根拠法令 更生保護法第4条

設置年月日 昭和27年8月1日（平成20年6月1日改組）

所掌事務

1. 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること
2. 地方更生保護委員会がした決定について、更生保護法及び行政不服審査法の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること
3. 前2号に掲げるもののほか、更生保護法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 5人

うち常勤 3人

<任期> 3年

<氏名> ◎安倍 嘉人（元東京高等裁判所長官）（常勤）
増田 暢也（元仙台高等検察庁検事長）（常勤）
北村 節子（元読売新聞社調査研究部主任研究員）
（常勤）
小川 清美（東京都市大学教授）
松浪 克文（神経研究所付属清和病院院長）

諮問・答申事項等

- ・ 恩赦法第 12 条及び更生保護法第 4 条第 2 項第 1 号に基づく、特定の者に対する恩赦の申出
- ・ 更生保護法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく、地方更生保護委員会がした決定についての審査及び裁決